

株主各位

第28期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針
連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

上記の事項につきましては、法令および定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.asahi-kg.co.jp/ir/shareholder>) に掲載することにより株主の皆様にご提供しております。

朝日工業株式会社

(証券コード：5456)

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針について、当社の取締役会において決議した内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに当社の業務の適正を確保するための体制

当社グループの取締役および社員は、法令遵守はもとより、企業人、社会人として求められる価値観、倫理観によって誠実に行動し、常に企業の社会的責任を全うすることが、企業価値の向上につながるとの認識のもと、「倫理憲章」ならびに「行動規範」を定め、コンプライアンスの徹底に努めております。

また、当社グループは、コンプライアンス委員会を組織し、全社横断的な統括体制のもとでコンプライアンスの推進に取り組むほか、内部通報制度を導入し、コンプライアンス違反行為の未然防止および早期発見と適切な対応を図るとともに、当社の内部統制室内部監査課が社長および監査等委員会の指揮のもとコンプライアンスの状況を監査することとしております。

それに加え、当社は、財務報告の適正性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用、評価を行う体制を整備しております。

さらに、当社グループは、反社会的勢力・団体に対し断固たる行動をとり、一切の関係を遮断することを基本方針とし、この方針の周知徹底と適切な対応を図るため、対応統括部署を当社の総務人事部とした対応責任者を各事業拠点に設置、警察および弁護士等の外部の専門機関との関係の構築、ならびに対応マニュアルの整備および各種研修の実施等、グループ内体制を整備しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会、その他重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等（電磁的記録を含む）、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書規程」等に基づき定められた期間、保存管理するとともに、取締役または監査等委員からの要請等、必要に応じて閲覧できる状態を維持しております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、環境、災害、品質、情報セキュリティー等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、リスク低減・解消策の推進および対応マニュアルの整備等、自主的にリスク管理施策の推進に取り組むものとし、組織横断的リスク状況の把握および全社的対応については、リスク管理委員会が行うこととしております。また、当社の内部統制室内部監査課は、社長および監査等委員会の指揮のもと各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施しております。

さらにリスク管理委員会は、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理に関する体制および施策等の整備を行い、リスク管理のさらなる強化を図っております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、その目標達成に向けた各部門の具体的目標と予算を設定しております。また、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図っております。

さらに、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行う機関として、取締役会の下に、社長を議長とする経営会議を設けております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社の管理の方針、体制および基準を定めた「関係会社管理規程」を含む当社グループ内で共通運用すべき事項を定めた「グループ規程」に基づき、関係会社の育成・強化を図るとともに、当社の内部統制室内部監査課が社長および監査等委員会の指揮のもと関係会社の監査を実施するなど、関係会社に対する適切な経営管理に努めております。

また、当社は、関係会社を含めたコンプライアンス委員会およびリスク管理委員会の開催などにより、グループ全体の適正かつ効率的な業務遂行、遵法意識の向上、リスク管理体制の強化を図っております。

⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

取締役会は、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会が必要とする知識・能力を備えた使用人を配置するものとします。

- ⑦ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
取締役会は、配置する使用人については、監査等委員会の指揮命令に服することを明確にするとともに、人事異動、人事評価、懲戒については監査等委員会の同意を必要とする等、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性確保に配慮するものとしします。
- ⑧ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役会は、配置する使用人が、専ら監査等委員会から監査業務に必要な指示、命令を受けられることができる体制を確保するものとしします。
- ⑨ 当社グループの取締役および使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する事項
当社グループでは、当社の監査等委員会に対して、法定の事項に加えて、内部監査の結果、コンプライアンスおよびリスク管理の推進状況に係る定期的な点検結果、内部通報窓口への通報内容、重要な開示書類・決裁文書その他の重要な事項について定期または随時報告するほか、当社の監査等委員会からその職務遂行上求められた事項について速やかに報告することとしております。
- ⑩ 当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会または監査等委員への報告を行った当社グループの役員および社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および社員に周知徹底しております。
- ⑪ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員会があらかじめ予算に計上した監査等委員の監査およびその他職務の執行について生ずる費用ならびに緊急または臨時に支出した費用を当社負担により、経理規程に則って処理を行うものとしします。

- ⑫ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、相互の課題等についての意見交換を通じて相互認識を深めることとしております。
- また、内部統制室内部監査課は内部監査の実施にあたり、監査等委員会と緊密な関係を保つとともに、必要な場合には、監査等委員会業務に関する支援を行うこととしております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

① コンプライアンスに関する取組みの状況

コンプライアンス委員会が中心となって、全社横断的な統括体制の下でコンプライアンスを推進するほか、ハラスメントに関するQ & Aを改定し、当社グループの幹部に対して冊子を配布するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。また、当社グループの役職員および退職者、取引先を対象とした内部通報窓口を設け、問題の早期発見と改善に努めております。

② リスク管理に関する取組みの状況

リスク管理委員会が中心となって、想定されるリスク項目を抽出し、改善策を検討しております。また、事業継続に重大な影響を及ぼす大規模災害に備え、BCP（事業継続計画）に基づいた訓練を行い、改善しております。

③ 職務執行の適正および効率性の確保に関する取組みの状況

当社グループの役員等をメンバーとする各会議を開催し、予算に対する進捗状況の確認や事業計画の見直しを行っており、その内容は毎月開催される定例の取締役会で審議されております。また、農業資材事業の営業部門のスタッフ機能として、営業部門の販売業務および取引管理の総括を行う部署を設置するなど、効率的な組織運営を実施しております。さらに、当社グループの役員等をメンバーとする各会議での審議を経て、取締役会で決議された予算や事業計画の達成に向け、鋭意努めております。

④ 監査等委員会監査の実効性の確保に対する取組みの状況

当社の監査等委員会は、当社グループの各会議等で役員や社員から業務の執行状況等の報告を受けております。また、社長との会合を四半期毎に実施し、監査概要や事業動向等について意見交換を行っております。

会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

当社は、2008年5月19日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定め、2017年5月18日開催の取締役会において一部変更を決議いたしました。基本方針の具体的な内容は以下のとおりです。

当社は金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、当社株式に対する大規模な買付行為につきましても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、株主の皆様のご自由な意思によってなされるべきであると考えております。しかしながら、大規模買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されないまま株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、対象企業の取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されていないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないと判断されるもの等、対象企業の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうことに繋がるおそれのあると判断される買付行為があることは否定できません。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、循環社会の実現を目指し、事業特性ならびに株主の皆様をはじめとする国内外の顧客・社員・取引先などの各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値については株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させることを目指す者であることが必要と考えております。したがって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 当社の基本方針の実現に資する特別の取組みについて

イ 当社の企業価値および企業価値の源泉

当社ならびに当社グループは、資源循環型社会の担い手として「スペシャリティ（明確な強み）」を持ち、高品質へのこだわりをもって技術・開発力を更に強化し、「スペシャリティ分野（強みを有する分野）」のリーダーを目指してまいります。

・「誠実で、公正、公平、誰からも愛される会社であり続けます。」

・「良い製品、良いサービスを提供し、地球環境に貢献し続けます。」

と定める当社グループの経営理念のもと、事業の拡大発展に努めることこそが、当社グループ全体の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものと考えております。

ロ 企業価値向上のための取組み

企業価値向上のための基本戦略は、以下のとおりです。

a. 「スペシャリティ分野（強みを有する分野）」への経営資源のシフト

当社が優位性を持つ技術・開発力を更に強化し、各事業におけるスペシャリティ分野（強みを有する分野）でのリーダーを目指します。

また、当社事業を、基盤事業、収益事業、挑戦事業に分類し、経営資源の投下、事業ポートフォリオの見直しを適時適切に行ってまいります。

（基盤事業） 鉄鋼建設資材事業、肥料事業、碎石砕砂事業

（収益事業） 乾牧草事業

（挑戦事業） 種苗事業

各事業の戦略は次のとおりです。

<鉄鋼建設資材事業>

鉄鋼建設資材事業においては、関東の電炉メーカー小形棒鋼シェアにおいてトップグループを目指します。特に、製造技術の優位性を活かし、今後も底固い需要が見込まれる高強度鉄筋、太径鉄筋、ねじ節鉄筋の製造・販売に注力し、中計期間以降の需要減少にも対応可能な収益基盤を構築します。

(重点施策)

- ・高強度鉄筋、太径鉄筋、ねじ節鉄筋への経営資源のシフト
- ・電力原単位の低減など本源的なコストダウンの追求
- ・製品ポートフォリオの見直しなどによる生産性の向上

<農業資材事業>

農業資材事業においては、肥料事業を「基盤事業」（農業資材事業のコア事業）、乾牧草事業を「収益事業」（安定的高収益の維持）、種苗事業を「挑戦事業」（選択と集中による収益改善）と位置付け、種子と牧草というスペシャリティを持った肥料メーカーとしての発展を目指します。また、各事業の海外展開を成長分野と位置付け、更なる拡大を図ります。

(重点施策)

肥料事業

- ・製造技術に強みを有する粒状有機質肥料の製造・販売数量拡大
- ・未利用資源活用による原料開発と、3工場一体運営による生産効率化

乾牧草事業

- ・アジアを中心とした需要拡大を背景に、安定した利益構造を持つジョンソン朝日との一体運営

種苗事業

- ・自社品種の開発と国内外への販売拡大

< 砕石砕砂事業（株式会社上武） >

砕石砕砂事業においては、埼玉県ナンバー 1 の地位堅持と新砒区確保によるシェア拡大を目指します。

（重点施策）

- ・新砒区を確保し良質な製品の製造、販売拡大
- ・強みである多品種・安定供給を活かし、底固い需要が見込まれる生コンクリート、アスファルト合材向け単砕・砕砂を販売

b. ガバナンス体制、業務執行における経営の刷新（迅速性・透明性の向上）

監査等委員会設置会社への移行、組織改正等により、ガバナンス体制を刷新するとともに、関係会社への管理業務集約による業務効率化に取り組みます。また、執行役員制度の導入、人事制度の改定等により、「人財」基盤の充実を図ります。

c. 強固な財務基盤の再構築

安定収益による有利子負債の圧縮を通じて、財務基盤の再構築を図ります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社は、2008年5月19日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「原対応方針」といいます。）の導入を決定し、2008年6月25日に開催した当社第17期定時株主総会においてご承認いただきました。

そして、原対応方針の有効期間満了に伴い、2017年6月23日に開催した当社第26期定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）」の継続に関する議案をお諮りしご承認をいただいております。なお、本対応方針の有効期間は、2020年6月に開催予定の当社第29期定時株主総会の終結時までとしております。

本対応方針の具体的な内容は以下のとおりです。

当社取締役会は、株券等保有割合が20%以上となる大規模買付者に対し、本対応方針に定められた手続きに従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した「大規模買付意向表明書」および大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）の事前提供と当該大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成および代替案の立案のための期間として原則60日間の取締役会評価期間の確保を求めます。

当社取締役会は、取締役会評価期間の間、大規模買付者が本対応方針に基づくルールを遵守したか否か、あるいは、当該大規模買付行為が会社に回復しがたい損害をもたらす等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか、という観点から、評価、検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示するとともに、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針で定める発動条件に照らしあわせ、本対応方針に基づくルールを遵守しない大規模買付者、または、提出された「大規模買付情報」を評価・検討した結果、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断した大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしております。

対抗措置は原則として新株予約権の無償割当としておりますが、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合は、その他の対抗措置が用いられることもあります。

また、本対応方針の合理性および公平性を確保し、取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するため、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置し、対抗措置発動の際、取締役会は特別委員会に対抗措置発動の是非を諮問し、特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

- ④ 上記②および③の取組みが上記①の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由について

イ 上記②の取組みについて当社取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、上記②の取組みを実施しております。これらの取組みを通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記①の基本方針に資するものであると考えております。

したがいまして、上記②の取組みは上記①の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

□ 上記③の取組みについて当社取締役会の判断

上記③の取組みは、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針決定が支配されることを防止する取組みであり、また当社の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討に必要な時間の確保を求めるためのものです。

さらに、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置し、対抗措置発動の際、取締役会は特別委員会に対抗措置発動の是非を諮問し、特別委員会の勧告を最大限尊重することとしていること、また上記③の取組みの継続については、2017年6月23日に開催した当社第26期定時株主総会でご承認いただいております、今後継続する場合も当社株主様のご承認を要することとしていることなど、合理性および公平性を確保し、取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための制度および手続きが確保されております。

したがいまして、上記③の取組みは上記①の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数・・・・・・・・・・ 3社

連結子会社の名称

株式会社上武

朝日ビジネスサポート株式会社

ASAHI INDUSTRIES AUSTRALIA PTY.LTD.

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社の数・・・・ 1社

持分法適用の関連会社の名称

JOHNSON ASAHI PTY.LTD.

② 持分法を適用していない関連会社（株式会社カサラゴ、萊陽龍大朝日農業科技有限公司）につきましては、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しておりますが、全株式を売却したことにより、関連会社から除外します。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ASAHI INDUSTRIES AUSTRALIA PTY.LTD.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引について連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ たな卸資産

月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法、国内連結子会社は定率法を採用しております。（ただし、国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法によっております。）なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5～55年

機械装置 2～14年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

当社および国内連結子会社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

当社および国内連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ 環境対策引当金

保管中のポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理に備えるため、当連結会計年度末において発生していると認められる金額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

□ 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

□ ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・買掛金

ハ ヘッジ方針

為替の変動リスクを管理する目的として、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引は、外貨建による同一金額、同一期日の予約を振当てているため、その後の為替変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価は省略しております。

⑥ 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 表示方法の変更に関する注記

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正）に適用に伴う変更）

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正）（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当連結会計年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	1,942百万円	(1,942)
機械装置及び運搬具	3,582	(3,582)
土地	246	(242)
その他	406	(112)
計	6,177	(5,880)

担保付債務は次のとおりです。

買掛金	50百万円	(50)
短期借入金	4,000	(4,000)
1年内返済予定の長期借入金	896	(790)
長期借入金	830	(650)
計	5,776	(5,490)

上記のうち () 内書は工場財団抵当ならびに当該債務を示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

26,994百万円

(3) 偶発債務

債務保証

銀行借入に対する保証債務

従業員

1百万円

計

1

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)	摘要
発行済株式					
普通株式	7,200,000	—	—	7,200,000	
合 計	7,200,000	—	—	7,200,000	
自己株式					
普通株式	200,000	216	—	200,216	
合 計	200,000	216	—	200,216	

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り請求による増加216株によるものであります。

(2) 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(3) 配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入を主体といたしますが、諸条件を確認した上で最適と判断される場合には社債の発行等についても行う方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の債権管理に関する規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を毎期網羅的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達です。借入金の金利は、主に変動金利であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、固定金利による長期借入も行うことによりリスクの低減を図っております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業取引に係わる為替の変動リスクを回避することを目的とした先物為替予約をヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等「(4) 会計方針に関する事項 ⑤重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次毎に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(イ)現金及び預金	4,110	4,110	—
(ロ)受取手形及び売掛金	6,387	6,387	—
(ハ)投資有価証券			
その他有価証券	454	454	—
資産計	10,953	10,953	—
(ニ)支払手形及び買掛金	7,048	7,048	—
(ホ)電子記録債務	1,612	1,612	—
(ヘ)短期借入金	4,000	4,000	—
(ト)未払金	1,105	1,105	—
(チ)営業外電子記録債務	887	887	—
(リ)設備関係未払金	846	846	—
(ヌ)社債（1年内償還予定の社債を含む）	660	632	△27
(ル)長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	6,209	6,178	△30
負債計	22,370	22,313	△57
(ヲ)デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(イ)現金及び預金ならびに(ロ)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(ハ)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として所有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	109	133	23
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	313	290	△22
合計		423	424	0

(ニ)支払手形及び買掛金、(ホ)電子記録債務、(ヘ)短期借入金、(ト)未払金、(チ)営業外電子記録債務ならびに(リ)設備関係未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(ヌ)社債および(ル)長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(ヲ)デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものではありません。
- ② ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち 1年超		
為替予約の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	26	—	(*)	

(*) 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額30百万円）および信託ユニット（連結貸借対照表計上額533百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(ハ)投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
現金及び預金	
預金	4,104
受取手形及び売掛金	6,387
合 計	10,492

(注4) 社債および長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
社債	90	120	120	120	120
長期借入金	2,177	1,672	1,252	702	245
合 計	2,267	1,792	1,372	822	365

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 984円 64銭
- (2) 1株当たり当期純損失 121円 27銭

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

イ 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ その他有価証券

1) 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

2) 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ等の評価基準および評価方法

時価法を採用しております。

③ たな卸資産の評価基準および評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

イ 商品及び製品

月別総平均法を採用しております。

ロ 原材料及び貯蔵品

月別総平均法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5～55年

機械及び装置 2～14年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④ 環境対策引当金

保管中のポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理に備えるため、当事業年度末において発生していると認められる金額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・買掛金

③ ヘッジ方針

為替の変動リスクを管理する目的として、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引は、外貨建による同一金額、同一期日の予約を振当てているため、その後の為替変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価は省略しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(6) 消費税等の会計処理について

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 表示方法の変更に関する注記

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正) に適用に伴う変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正) (企業会計基準第28号 2018年2月16日) を当事業年度より適用し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	1,701百万円
構築物	241百万円
機械及び装置	3,582百万円
工具、器具及び備品	112百万円
土地	242百万円
計	5,880百万円

担保付債務は次のとおりであります。

買掛金	50百万円
短期借入金	4,000百万円
1年内返済予定の長期借入金	790百万円
長期借入金	650百万円
計	5,490百万円

上記は、工場財団抵当ならびに当該債務であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	23,714百万円
(3) 偶発債務	
債務保証	
銀行借入に対する保証債務	
従業員	1百万円
計	1百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）	
① 短期金銭債権	9百万円
② 短期金銭債務	96百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
① 売上高	0百万円
② 仕入高等	1,290百万円
③ 販売費及び一般管理費	139百万円
④ 営業取引以外の取引高	160百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

普通株式	200,216株
------	----------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	64百万円
繰越欠損金	2,547百万円
退職給付引当金	235百万円
減損損失	1,204百万円
その他	63百万円
繰延税金資産 小計	4,115百万円
繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,547百万円
将来減算一時差異等に係る評価性引当額	△1,329百万円
評価性引当額 小計	△3,876百万円
繰延税金資産 合計	238百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	319百万円
その他有価証券評価差額	0百万円
繰延税金負債 合計	319百万円
繰延税金負債の純額	81百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業内容	議決権 等の所有割合 (%)	関係内容		取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員兼 任等	事業上 の 関係				
子 会 社	株 式 会 社 上 社 武	埼玉県 秩父郡 皆野町	30	碎石・砕砂、廃棄 物処理・リサイク ル事業	100.0	3人	資金の 貸 付	資金の 貸 付	100	関係会社 短期貸付金	100
								利息の 受 取	1	—	—

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 株式会社上武への資金の貸付につきましては、貸付期間を1年間とする極度貸付契約を締結しております。
2. 貸付金利については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 担保等の設定はしておりません。
4. 関係会社短期貸付金の取引金額については、期中平均残高を記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	703円	96銭
(2) 1株当たり当期純損失	128円	87銭